

令和元年度 第1回長野県社会審議会 サービス第三者評価推進専門分科会

日 時 令和元年11月1日(金)

午後13時30分～15時30分

場 所 長野合同庁舎504号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会について

4 会議事項

(1) の専門分科会設置に伴う要綱等の改正について

○中島分科会長 これより私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう、皆様のご協力をお願いします。

設置の根拠が明確となり、組織的に整った形になったと思いますが、会議事項は今までどおりご審議をいただければと思います。改めてよろしくお願ひ申し上げます。

初めに会議事項(1)の専門分科会設置に伴う要綱等の改正について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2の説明

○中島分科会長 ただいまの説明についてご質問やご意見はございますか。旧委員会から新たな分科会とし、名前を変えるということですね。

特にご意見がないということであれば、会議事項(1)専門分科会設置に伴う要項等の改正については、専門委員会の意見としては、事務局案を認めるものとし、次の会議事項へ移らせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) 平成30年度、令和元年度事業報告について

○中島分科会長 会議事項(2)平成30年度及び令和元年度事業報告について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料3及び参考資料の説明

○中島分科会長 ただいまの説明についてご質問やご意見はございますか。

では、保育所の受審の努力義務ですが、これはどの程度のものと受けとめればよいでしょうか、努力義務ですので、必ずやらなきゃいけないということではないと思いますが。

- 事務局 この後の資料4の項目3(2)で説明をさせていただく保育所の受審促進になりますが、分科会長さんもおっしゃられたように、平成27年に日本再興戦略が閣議決定され、保育所は平成27年度から今年度末までの5年間で、全ての保育所が第三者評価を受審する努力義務が課せられました。実績は伸びてはいますが、全体となると資料のとおり状況です。ただ、長野県は真面目に取り組んでおり、保育所の受審率は全国6.5%に対し長野県13.4%ですので、県民性が現れていると考えております。

努力義務の5年間で終わりますので、今後について、今年6月に全国社会福祉協議会が主催した第三者評議事業普及協議会の会議に出席した際に、厚生労働省の担当職員に、今後の見通しについて確認をいたしました。

努力義務とはいえ、今年度末までの5年間で受審しなかった保育所に何らかのペナルティ等を考えているのか、また、次の5年間はどうか扱っていくのか質問したところ、まだ、何も決まっていないという回答でした。

県としては、この5年間で真面目に受けていただいた保育所の皆さんが、ばかを見るような話になってはいけないと思っていますので、次の5年間についても考えていなくてはならないと思っはいるところですが、まだ具体的にどうということは申し上げられない状態です。

- 中島分科会長 わかりました。次回の受審について、アンケート結果の半数が回答に迷っているの、何らかのインセンティブというか、何か仕掛けないと、受けてくれないかもしれないですね、もう少し踏み込んだことを、政策的に取り組んでいかなければいけないと思います。

委員の皆さんいかがでしょうか。保育所の受審率だけでなく、説明があったところ全般でかまいませんが、いかがですか。指名させていただきますが清水委員さんどうですか。

- 清水委員 今年度の継続研修で、参考資料を読み、改善すべき点を取り上げて、みんなで話し合ったのはとても良かったと思います。私自身も初心にかえて反省すべき点がありました。

アンケート結果の資料は、研修時に配られても、なかなか読み込むということはないので、私たちが改善しなければいけない点を取り上げて、きちんと読み込んで、私たち評価調査者はどういう姿勢で評価をしたらいいのかということ話を合えたことは、初めての取組で大変良かったと思います。

それと、事務局から説明があった、継続研修の評価項目に対するコメントを話し合う演習について、公開されている評価結果のコメントや書き方をみんなで見て、これはどうなのかということをやったのも、それぞれが反省というか、振り返る良いきつ

かけになったと思いました。

また今回、経験年数でグループが分かれたのですが、それも一つの試みとして良かったと思います。私は経験が多いグループに参加しましたが、経験が豊富な調査者も、やはりもっと初心に帰らなければいけないということは、グループ討議をしていて思いました。経験が多い調査者は、かなりの件数をやっているの、何かできているような気になってしまう部分もありますので、アンケート結果を謙虚に受けとめて、改善すべき点は改善していくことが大事だと思いました。

経験の浅い方や未経験の方とグループ討議をすると、一方的に経験豊富な方がこうだよということで伝えてしまうので、なかなか経験の浅い方がご自分の意見が言えない、何を言ったらよいのか分からないというようなことになるので、そういう意味では経験者別のグループ分けは、経験の浅い方や未経験の方は、きっと色々と話ができたと思いますので、良かったと思います。

経験が豊富な者が、まだ経験が浅い方への指導といったら大げさですが、伝えていかなければいけないこともあると思いますので、その辺を今後の研修の中で、経験の豊富な者はどういう立場でやっていかなければいけないのか、また、経験の豊富な者がさらにレベルアップするにはどうすればよいのかということも教えていただくとありがたいと思います。

それと、救護施設の評価基準の改定についてですが、以前、障がい者施設の評価をした経験はあったのですが、今回の研修で救護施設についての講義を受け、やはり救護施設は、高齢、障がい、児童とは、評価内容がかなり違ってきていますので、評価者もきちんと学ばないと、働いている方の気持ちや、入所されている方の気持ちは分からないということ、講義を受けて思いました。

受審事業所から求められるのは、専門的な知識があるのか、ないのかということなので、保育所にしても、社会的養護にしても、高齢者にしても、もっと私たちがきちんと専門的な知識を少しずつでも得ながら評価していかないと、また受けないということにはならないと思いました。

それともう一つ、公立の保育所の評価を昨年度やらせてもらって、また今年度も始まっていますけれども、やはり公立の保育所だと共通項目の予算関連のことは、現場の保育所ではなく、運営する市町村の所管課の関係になってくるので、現場の職員が答えるのは大変だと思います。私が評価したところは、市町村の所管課の課長さんや係長さんにも同席していただき、園長先生と行政職員が連携をとって回答して下さるところもあり、評価を受ける方も評価する私たちも、とてもやりやすいというか、現状が見えた点では良かったと思いました。以上です。

○中島分科会長　　ありがとうございました。県のからこのことについて、何かコメントはありますか。

○事務局　　研修を担当していただいた、岡田先生から清水委員さんがおっしゃっていた

だいたように、評価機関から保育所に対して受審する際に、予算等、現場では分からない部分については、運営する市町村の所管課のフォローを受けられるよう丁寧に説明するなどの工夫や配慮が必要になる旨を説明していただきました。

研修中に評価調査者の方から、公立保育所の評価では、現場で答えられない項目は外してほしいといった意見が出ましたが、そうすると正しい評価ができないので、この点は評価機関と受審保育所で評価開始前によく確認をしていただければと考えております。

- 中島分科会長　私は県の「やま保育」の委員もやっていますが、公立の保育所が「やま保育」の申請をする際、具体的には伊那市や飯田市では、全ての公立保育所が一括して申請をするとき、共通する部分は市の担当者が作成して、それ以外の保育所独自のところは、現場の職員が作成しています。

そのようなやり方を受審する際に評価機関から保育所にお問い合わせするのがいいのか、県から例示のような形をとるのがいいかは、分からないのですが、そうした方が現場としては、予算などの部分は分からないので助かりますね。

そのほかいかがでしょうか。社会的養護関連では宮下委員さん、どうですか。

- 宮下委員　社会的養護関連ではないですが、別の質問でもいいですか。受審した保育所に占める公立の割合はどれぐらいですか。

- 事務局　手もとに正確な数値データがないのですが、受審保育所の約8割強が公立となっております。

- 宮下委員　伺ったのは、なぜ受審しようと思ったのかという点がもう少し明確になってくる必要があると思います。例えば、努力義務がどういう形で、受審動機につながったかが分かると、これからの受審を進めていけるのではないかと思います。

おそらく、努力義務化ということが、県から市町村に伝わって、受審につながったかと思われませんが、例えば特定の市が受審に前向きで、その市の保育所の受審が多い状態なのか、それとも、分散されて、いろいろな市町村や私立がそれぞれ受審しているのか、その受審状況によっては、データとして扱えるのかと思いました。

それから、本年度努力義務の最後の年度で、これから受審する保育所があると思いますが、実際、かなりたくさん保育所が申し込みをしている状況なのか分ければ教えていただければと思います。今年度、松代福祉寮が社会的養護の第三評価の受審を予定しているのですが、去年の段階で、今年度はかなりたくさん受審が見込まれるのではないかとの話があり、評価機関に余裕がなければ、県外の評価機関も考えなければならぬかと思っておりますので、状況を教えてもらえればと思います。

- 事務局　まず、保育所の受審申込状況につきましては、特定の市町村が申込をしている状況です。各保育所が独自に申込をするのではなく、特定の市町村が複数の保育所の受審をパッケージングして、一つの評価機関に依頼をする形が多いです。具体的には9カ所まとめた受審依頼を複数の機関に相見積をとって、受審申込をしている状

況ですので、市町村に対して受審時の支援を周知することが、今後、保育所の受審を伸ばしていく際のポイントになってくるかと思えます。

2つ目の質問につきまして、令和元年10月1日時点での本年度の受審契約状況でございますが、約60件の契約報告を受けております。昨年度は全体で約80件の受審があったので、昨年度の受審数を上回るのではないかと思います。また、契約の内訳は約40件が保育所になります。保育所については、昨年度が51件ですので、保育所についても、昨年度の受審数を上回るのではないかと思います。以上です。

○宮下委員 受審契約の評価機関は特定の機関に偏っているのか、受審事業所の近い場所が受審契約を結んでいるのか、それとも、それぞれの評価機関が分散して受審契約を結んでいるのかなどを教えてください。

○事務局 契約状況としましては、資料の3-3をごらんください。一番右が評価調査者数となります。資料には評価機関毎の評価実績が年度毎に記載してあります。実際に評価を行っているのは4つの評価機関となっています。今年の3月末時点ではマズネットワークに多くの評価調査者が所属していましたが、マズネットワークの評価機関辞退に伴い、所属していたほぼ全ての評価調査者がしなの福祉教育総研に移籍となりました。

今年度の契約状況も、例年通り、評価調査者が多く所属するしなの福祉教育総研、コスモプランニング、エフワイエルが中心に受審契約をしているという状況です。

○宮下委員 ありがとうございます。清水委員さんのところは、自分で実際にやってみて、今年度はどんな感じなのか教えてください。

○清水委員 私は南信に住んでいますので、南信を中心に保育所の評価をやっています。昨年度は町村が運営する3つの保育所を順番でやってほしいとか、ひとまとめにやって下さいという依頼がいくつかありましたが、今年度、私、個人が担当する保育所は昨年よりも少ないです。

私の住んでいる市は、今年初めて受審するという事だったので、これから公立保育所や民間の保育所の受審が増えるかと思ったら、今年はまだ1件のみですので、そこを丁寧に評価して、他の保育所の受審につながるようにやらせていただかなければいけないなと思っています。

○中島分科会長 保育所のところですか。公立だと市が一律に受審するという事になるので。そうすると、「やま保育」の例でも似たようなものと思うのは、熱心な園長さんと熱心でない園長さんがいて、そうすると「やま保育」の申請書の書き方も差が出てきます。第三者評価も同様に、第三者評価の意義が分かっている園長さんはしっかり受けるけれども、そうでない、十分ご理解いただいていない保育所は書き方も少ないとか、内容がちょっと雑になるとか、そういった傾向があるのではないかと、今のお話から思いました。

もう一つ、保育所の場合は、保育士さんたちはみんな、保育の内容を見てほしいと

ということがとてもあって、もちろん、それも見るわけですが、第三者評価はそれだけではないわけですが、保育内容を評価してほしいというのは結構多いのかなと思います。

そのずれというか、設問が多いとか、いろいろ出てきていますけれども、今後、どのようにすり合わせをしていくのが課題だと思います。ただ、これは長野県だけの問題ではないと思いますが、そんなことが課題として出ているかだと思います。

また、先ほど、保育所の受審努力義務については、次年度以降の予定はまだ分からないとのことでしたが、社会的養護は3年に1回で回っているので、金額を見ると、受審の費用は20万円以上となっています。これと比べると、保育所は10万円以下がかなり多くなっています。受審を継続することによって受審する意義が分かっていく、あるいは分かってもらえることによって、受審費用に見合った感覚になっていくのかなと思います。

そういう意味では、やはり園長先生の考え方によると思いますけれども、せっかく時間とお金をかけ苦勞して受審をしても、受審したからもうおしまいとするのではなく、評価結果をどう活用していくのか、どのように保育所の運営に還元していくかということをごひ伝えていただければと思います。

指摘を受けた後、どう活用していくのかということをごひ考えていただきたいと思います。なかなか上手くいかないのも事実ですが。

少し長く時間をとっておりますけれども、最後にもうお一方、どなたかいらっしゃいましたらいかがでしょうか。ないようであれば、次の会議事項にまいりますけれども、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(3) 福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について

○中島分科会長 会議事項 (3) 福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4の説明

○中島分科会長 ただいまの説明についてご質問やご意見はございますか。

○櫻井委員 受審を躊躇してしまうのは、受審する際の事務量が多く大変という部分だと思いますが、そうした意見の中にも、次回も受審したいという意見が必ず出ています。

今、介護業界は大変な人材不足の状況です。状況です。そのような中であって、第三評価を受審することがどれだけの価値があるかという部分を分かりやすく伝えていただきたい。特に初回の受審では、評価は何の目的で、どういうものかということなど、まず第三評価自体を理解しながら受審するので、負担が大きいと思います。

2回目以降の受審は、制度を理解した上で、前回の受審から3年間をどのように過ごしてきたか、どこに課題があるのかを見直すということになります。そのあたり丁寧に説明していただくと、またやってみようという気になると思います。

先ほど説明のあったホームページのリニューアルなどで、受審を続けていることのプラスの意見をぜひ掲載していただきたい。できれば、施設長だけでなく、実際に受審した現場の生の声を、受審してみて自分たちはこんな気づきがあったとか、そういった意見を発信していただきたい。

昨今、大災害に遭遇する事態も起きています。限られた人員の中で様々な事態に対応しながらも、質の確保や改善を考えていかなければいけない時代になっているので、時代に即した、第三者評価というものを期待したいと思います。

○中島分科会長 ありがとうございます。今のご意見について、県から何かコメントありますか。

○事務局 櫻井委員さんがおっしゃるとおり、介護職場は人材不足が大きな問題で、現場はハードワークになっていて、その上に第三評価を受審するのは、法人本部や施設長からは、なかなか言い出しにくいというお話を伺っております。

そこで、そんなことはないとは言えないので、ご負担であることは事実なので、そういったことも、正直にお伝えをした上で、大変だったけれどもやって良かったというようなお声を沢山いただいているので、そういったこともご紹介していければと思っていますし、また継続して受審していただいている事業所の声をお寄せいただいて、ホームページに反映させていただきたいと思っております。

○中島分科会長 今のご意見にありました、ホームページにそういった声を載せていただくといいと思いますので、よろしく願います。

○西村委員

先ほどの話に共通する部分ですが、第三者評価の満足度は高いと思いますが、実際は、負担感がかなりあるという意見があって、私も受審すればきっと同じ感想を持つだろうと思いました。

私も法人を運営する立場として、日々、人材育成や現場の職員のスキームをどう高めていくのかというのが、大きな悩みですので、現場のサービスの質を上げるために、様々な研修に取り組んでいます。

サービスの質の向上が、この第三者評価の目的だと思うので、外から来ていただいた方に評価をしてもらう機会は、職員にすごく響く場になると思いますので、その辺りが、見えるようになると、私自身も、ぜひ受審して、うちの職員の育成につなげたいと思うので、それが受審促進になると感じました。

○中島分科会長 時間も迫っているので次に移らせていただきます。

(4) 評価機関の認証について

○中島分科会長 会議事項(4) 評価機関の認証について審議します。会議冒頭で説明がありましたとおり、認証にかかる審議は長野県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報、同条例の第3号に該当する法人の情報が含まれますので、会議資料及び議事は非公開といたします。報道関係者の皆様はご退席ください。

なお、清水委員につきましては、審議対象となる一般社団法人しなの福祉教育総研に所属する評価調査者でいらっしゃいますので、この会議事項については直接の利害関係があり、会議に加わることは適当ではないと考えます。清水委員におかれましては、この会議事項の間はご退席いただくようお願いいたします。

会議事項(4) 評価機関の認証について議題といたします。事務局から資料を配布してください。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料5の説明

○(議事録非公開)

○中島分科会長 ご意見がないようであれば、一般社団法人しなの福祉教育総研の認証について、当専門分科会の意見としてはこれを認めることといたします。

退席された清水委員、報道関係者の皆様が入室されるまでしばらくお待ちください。資料5-2については回収いたしますので、よろしくお願ひします。

(清水委員、報道関係者入室)

○中島分科会長 再開いたします。本日の議題は全て終了いたしました。全体を通して何かご質問やご意見ありますでしょうか、よろしいですか。

ありがとうございました。皆様のご協力により、スムーズに議事を進行することができました。以上で会議事項は全て終了いたしましたので、以降の進行は事務局でお願いいたします。

5 閉 会

○事務局 最後に事務局から事務連絡です。

次回の専門分科会は令和2年3月17日に開催を予定しております。なお、詳細につきましては、改めてご通知を差し上げますのでよろしくお願ひします。

以上をもちまして、第1回長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を閉会いたします。